有料老人ホーム重要事項説明書 (特定施設入居者生活介護等を含む)

作成日 2023 年 4 月 1 日

1. 事業主体概要

プラウドライフ株式会社
代表取締役社長 薗田 宏
神奈川県川崎市川崎区砂子1丁目2番地4川崎砂子ビルディング8階
045-589-2713/044-589-2714
https://hanakotoba.co.jp/
300万円
ソニー・ライフケア株式会社 100%
2006年7月3日
(収益) 7,190,132 ∓円 (費用) 7,495,444 ∓円 (損益) △305,311 ∓円
無
有料老人ホームの管理・運営・企画

- ※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。 ※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 旅	 設概要	
	施設名	はなことば 足柄
	類型	1 介護付(一般型・外部サービス利用型) 2 住宅型 3 健康型
	居住の権利形態	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
施	入居時の要件	1 自立 2 要介護 3 要支援・要介護 4 自立・要支援・要介護
設の類型及び表示事	介護保険	1 神奈川県 指定介護保険特定施設 番号 1474300348 事業所の指定年月日 平成 23 年 2 月 1 日 指定の更新日(直近) 平成 29 年 2 月 1 日 介護専用型
	居室区分	1 全室個室(夫婦等居室含む) 2 相部屋あり
	介護に関わる職員体制	3 : 1 以上
	提携ホームの利用等	1 提携ホーム利用可 () 2 提携ホーム移行型 ()
開設年	月日	2011年2月1日
)管理者氏名	青柳 裕美
所在地		神奈川県南足柄市竹松28
	アドレス	hiromi.aoyagi@sonylifecare.co.jp
	号/FAX番号	0465-43-9931 / 0465-43-9932
)便※3	伊豆箱根鉄道大雄山線「和田河原」駅より徒歩10分
ホーム	ページアドレス	https://hanakotoba.co.jp/
敷地根	·要※ 4	権利形態 所有・借地 (借地の場合の契約形態) 通常借地契約・定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 年 月 日 ~ 年 月 日 (借地の場合の抵当権) 無・有 (通常借地契約における自動更新条項の有無) 無・有 敷地面積 1873.23 ㎡
建物概要		権利形態 所有・借家 (借家の場合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 2010 年 11 月 1 日 ~ 2035 年 10 月 31 日 (借家の場合の抵当権) 無・有 (通常借家契約における自動更新条項の有無) 無・有 (連常の構造 木造 造 地下 0 階 地上 2 階建 (耐火・運耐火・その他) 延床面積 1749.52 ㎡ (うち有料老人ホーム 1749.52 ㎡ 建築年月日 平成 22 年 12 月 30 日 建築 改築年月日 平成 年 月 日 改築 建築確認の用途指定 有料老人ホーム・その他()
		居室総数 50 室 定員 50 人 (一時介護室を除く) 全居室 (トイレ:有 浴室:無)

]	(内訳)						
	(1.5)	居室定員		室数	Ī	面積	
		個 室		50 室	18. 00 m	i ~ 19. 2	8 m²
居室、一時介護室の概要	居室	うち2人定員		室	m	ı ^	m²
	店至	人部屋(相部屋)	室	m	ı ^	m²
		人部屋(相部屋)	室	m	ı ̂ ∼	mi
		個 室		室	n	i ~	m²
	一時介護室	人部屋(相部屋)	室	r	าํ ~	m²
		人部屋(相部屋)	室	m	ı ~	m³
	食堂		設置階	1~2 階	(172. 20	m)
	入居者や家族が	利用できる調理設備	設置階	皆 階	(m³)
	一般浴槽	(個浴) ヶ所	設置階	1 2 階	(3. 31	m³)
	浴室 一般浴槽	(大浴場) ヶ所	設置階	皆	(mů)
	^{個重} リフト(チェア)浴 ヶ所	設置階	1 階	(13. 09	m³)
	ストレッ	チャー浴 ヶ所	設置階	1 階	(13. 09	m)
	便所 男女別の	対応可能 ヶ所	設置階	皆	(m³)
	車椅子等の	の対応可能 ヶ所	設置階	皆 各居室・1~2 階	(mů)
	洗面設備		設置階	皆 各居室・1~2 階	(mů)
l	医務室(健康管	理室)	設置階				m [°])
共用施設・設備の概要	談話室		設置階				m [°])
(設置箇所、面積、設備の整備状 況等)	面談室		設置階				m [*])
<i>M</i> 47	事務室		設置階				mî)
	洗濯室	設置階			合計 7.29		
	汚物処理室	設置階				m)	
	看護・介護職員室		設置階	e nu			mí)
	機能訓練室		設置階	2 階	(72. 00	mí)
			他の判	手用施設との兼 り	用 無・ 有	〔 食堂)
	健康・生きがし	設置階	皆	(m)	
	エレベーター	1	基(うちスト	レッチャー !	般入可 1	基)	
	スプリンクラー	-	設置筐	所 各 階	各 居	室	
	居室のある区域	成の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員 (1.8 m ~ 1.8 m)				8 m)
	消火器		無 •	有			
	自動火災報知認	设備	無 •	有			
消防用設備等	火災通報設備	無・	有				
为以及或	スプリンクラー	無・	有				
	防火管理者	無·有					
	防災計画(水害	言・土砂災害を含む)	無 •	有			
		等の種類及び設置箇所 〜イレ、各居室、居室 よ・頻度等		,			
緊急通報装置等緊急連絡 ·安否確認	日中は、随時対応。 夜間は、原則として見守りシステム(以下、ライフリズムナビ*+Dr.)を利用して値で見守りを行い、必要時にはスタッフが直接訪問いたします。 ライフリズムナビ*+Dr. は、各種センサーを用いて、ベッド上での睡眠・覚醒、心打呼吸数、臥床・離床、体動・起き上がりなどの状態、居室内の温湿度などを検知すステムです。 これは、お客様の状態に応じた通知条件設定を行なうことで、お一人おひとり行動ターンに応じた対応を可能とするものです。事務所やスタッフが携帯する端末と連ており、設定条件に合致、もしくは異常時にスタッフへ通知されるほか、必要時はタッフが端末を操作して随時ご状態を確認することが可能です。ライフリズムナビの情報や、お客様からのナースコールでの通話対応とともに、居室を訪問し、状態認及び適切なケアを提供します。また、お客様のご体調変化により、密な目視確認が必要とされる場合には、随時訪し、適切なケアを行ないます。				自数・ るシ パ 動し		
					フリズムナビ 訪問し、状態	®+Dr. の確	
同一敷地内の併設施設又は事業所 等の概要※6							
有料老人ホーム事業の提携ホーム 及び提携内容							

- ※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。 後世契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。 ※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。 ※6 同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として 指定されている場合(指定居宅介護支援を含む)は、その種類と番号を記載すること。

3 利用料※7

(1) 利用料の支払い方式

支払い方式 ※8		一時金方式 月払い方式 選択方式	
入院等による不在時 料金 (月払い) の取		1 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の改定	条件	施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、改定で きるものとします。	
17/13/12/04/2	手続き方法	運営懇談会の意見を聴いた上で改定するものとします。	

	2) 前払い方式 用の支払方法 ※9										
敷:		無・有	(中但	E+0 1/ 25 C	か月·	<u> </u>		
	_並 払金	無・ 有	(п,	多 員	賃相当額の	ואיש	л /		
	仏並 ↑護費用の前払金を除く)	法第29条第	6項に	規定される	前払金			円 ~		円	
	想定居住期間又は償却期間										
	算定の基礎(内訳)										
	解約時の返還金 (算定方法等)										
	返還の対象とならない額 の有無	無・有			円)					
	初期償却率		%								
	初期償却の開始日		/n == +	> AD A	* 0 7 16		,				,
				行う銀行等		_,	()
				行う信託会			()
	前払金の保全先			行う保険会			()
		4 全国	有料老	人ホーム							
		5 その	他				()
介	護費用の前払金			円 ~			円				
	算定の基礎(内訳) 解約時の返還金										
	(算定方法等) 返還の対象とならない額										
	の有無	無・有	(円)					
月	初期償却の開始日 額利用料			円 ~			円				
,,	年齢に応じた金額設定	無・有									
	要介護状態に応じた金額設定	無・有									
		月額利用	料 -	管理費	介護費用	в	食費	訳・教水費	家賃相当額	その他	
	料金プラン ※10			H-T.K	71 股東/	-	XX.	70 /// 1/ 32	水 吳阳 山 映	C 47 E	•
		管理費									
		介護費用									
	算定根拠 ※11	食費									
	并足限是 不口	光熱水費	-								
		家賃相当額	Į								
	<u> </u>	()									
実	費負担等 ※12										
		特定施設入	、居者生	上活介護 -	D 65		T.1.F	n + 4 10 hr	(1か	月30日の例	
		要介護	1		月額	円	利月	用者負担額	(割の場合	円
		要介護				円					円
		要介護				円					円
		要介護				円円					円円
		要介護	5	1		п					П
		各種加算の	状況								
		身体拘束	廃止耶	対組の有無		洞	は算型・	基準型			
		退院・退	所時週	連携加算		弁	乗・有	1			
		入居継続	支援加	0算		Ħ	乗・有	(I))	(11)	
		生活機能				-	乗・有	(1)		(11)	
		個別機能					₩ • 有 	(I)	-	(11)	
		ADL維持等	等加算			弁	₩ • 有	(1))	(Ⅱ)	
		夜間看護	体制力	口算		無	乗・有				

若年性認知症入居者受入加算

医療機関連携加算	無・有	
口腔衛生管理体制加算	無·有	
口腔・栄養スクリーニング加算	無·有	
科学的介護推進体制加算	無·有	
看取り介護加算	無·有	(I) (I)
認知症専門ケア加算	無・有	(I) (I)
サービス提供体制強化加算	無・有	(II) (II)
介護職員処遇改善加算	無・有	I II IV V
介護職員等特定処遇改善加算	無·有	(I) (II)
介護職員等ベースアップ等支援加算	無·有	
人員配置が手厚い介護サービスの 実施の有無	無・有	(有の場合) : 1

介護保険に係る利用料 ※13 (適用を受ける場合は、市区町村 から交付される「介護保険負担割 合証」に記載された利用者負担の 割合に応じた額)

介護予防特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

	月額	利用者負担額	(割の場合)
要支援 1	円				円
要支援 2	円				円

各種加算の状況

身体拘束廃止取組の有無	減算型 ・ 基準		
生活機能向上連携加算	無・有	(I)	(I)
個別機能訓練加算	無·有	(I)	(I)
若年性認知症入居者受入加算	無・有		
医療機関連携加算	無・有		
口腔衛生管理体制加算	無·有		
口腔・栄養スクリーニング加算	無・有		
科学的介護推進体制加算	無·有		
認知症専門ケア加算	無·有		(I)
			(II)
サービス提供体制強化加算			(I) (I)
り一ころ提供体制強化加昇	無・有		(II)
			I
			п
介護職員処遇改善加算	無·有		ш
			IV
			V
介護職員等特定処遇改善加算	無・有		(I)
刀 咬呱貝 守付た 心 起以音加昇	术 行		(1)
介護職員等ベースアップ等支援加算	無・有		
人員配置が手厚い介護サービスの 実施の有無	無・有	(有の場合)	: 1

(3) 月払い方式

費用の支払方法 ※9	月額利用料は、毎月20日までに請求書をお送りし、同月27日にご指定の口座より引落を 致します。金融機関が引き落とし日に休日の場合は、翌営業日の引落となります。						
敷金	無・有(300,000 円	、家賃相当額	額の 3	か月分)		
月額利用料	173, 4	80 円 ~	193, 480 円				
年齢に応じた金額設定	無・有						
要介護状態に応じた金額設定	無・有						
	月額利用料	管理費 (非課税) 介護費	用 食費 (税込		家賃相当額 (非課税)	その他	
料金プラン ※10	173, 480		,	990 管理費に含む			
11年フラン 水10	183, 480 193, 480		,	990 管理費に含む 990 管理費に含む	,		
	1人部屋につい	て、最低・最高額を調	己載。その他			用細表を参	
	照。(年齢によ	る料金の変動はあり 施設維持管理費、共		井・井田郊から	が民会のセン	劫弗理培	
	管理費	他 設 推 持 官 理 負 、 并 衛 生 費 、 事 務 管 理 部			・ひ店至の水元		
	介護費用	別添介護サービス等					
	A.#	※3日前までにお申	円(うち消	費税等3,090円)	1	り次の通り返	
算定根拠 ※11	食費	金いたします。 ・朝食 330円 (うち消費税等30円) ・昼食 440円 (うち消費税等40円) ・夕食 330円 (うち消費税等30円) ※厨房管理費は、欠食があっても返金されません。					
	光熱水費	管理費に含む。					
	家賃相当額 その他	近隣賃貸家賃参考 入居後に要支援また (うち消費税7,000)				て77,000円	
月額利用料に含まれない 実費負担等 ※12	代、理美容代、クリエーション	買物や役所手続代行 日用消耗品、電話代 ル材料費・交通費、そ 会 等生活介護(加算含む	、放送受信料 の他個人的が	料、医療費、ド	ライクリーニ 保険給付対象	ング代、レ	
	特定地段八百七	月額		用者負担額(1			
	要介護 1	185, 98			5,598/37,196		
	要介護 2 要介護 3	207, 94), 794/41, 588 123/46 246		
	要介護 4	252, 52					
	要介護 5	275, 48	0 円	27	', 548 <i>/</i> 55, 096	/82,644 円	
	各種加算の状況	5					
	身体拘束廃止		減算型	 基準型 			
	退院・退所時	· ·連携加算	無 • 1	_ 			
	入居継続支援		無・神	-) ([Π]	
	生活機能向上		無・有			(Π)	
	個別機能訓練		無・有			(Π)	
	ADL維持等加		無・有			(Π)	
	夜間看護体制	加算	無・有	 ī]			
	若年性認知症	入居者受入加算	無・有	 ī			
	医療機関連携加算		無・す	ī			
	口腔衛生管理体制加算		無・有	ī			
	口腔・栄養スクリーニング加算			_			
	口腔・栄養ス	クリーニング加算	無・有	1			
	口腔・栄養ス科学的介護推		無・有	-			
		進体制加算)	(Π)	

(I) 無・有 サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) (Ⅲ) П 介護職員処遇改善加算 無・有 Ш IV v (I) 介護職員等特定処遇改善加算 有 (Ⅱ) 介護職員等ベースアップ等支援加算 無·有 人員配置が手厚い介護サービスの 実施の有無 (有の場合) 無 有

介護保険に係る利用料 ※13 (適用を受ける場合は、市区町村 から交付される「介護保険負担割 合証」に記載された利用者負担の 割合に応じた額)

介護予防特定施設入居者生活介護(加算含む)

(1か月30日の例)

	月額	利用者負担額(1割/2割/3割の場合)	
要支援 1	円	P	9
要支援 2	円	F	9

各種加算の状況

各種加算の状況			
身体拘束廃止取組の有無	減算型 ・基準	準型	
生活機能向上連携加算	無·有	(I) (I)
個別機能訓練加算	無·有	(I) (I)
若年性認知症入居者受入加算	無·有		
医療機関連携加算	無·有		
口腔衛生管理体制加算	無·有		
口腔・栄養スクリーニング加算	無·有		
科学的介護推進体制加算	無・有		
認知症専門ケア加算	無・有	(I)	
心が近ずロググが手	m H	(I)	
		(I)	
サービス提供体制強化加算	無·有	(II)	
		(Ⅲ)	
		I	
		П	
介護職員処遇改善加算	無 • 有	ш	
		IV	
		v	
人群聯号学柱中加强力美加等	無・有	(I)	
介護職員等特定処遇改善加算	無・ 1	(11)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	無 • 有		•
人員配置が手厚い介護サービスの 実施の有無	無・有	(有の場合) : 1	

<u>(4)共</u>通事項

改定ルール (勘案する要素及び改定手続等)	施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇 談会の意見を聴き、入居者および身元引受人の同意を得た上で改定するものとします。
前払金の返還金の保全措置	無 · 有 保全措置の内容 () 無の場合の理由 ()
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無・有 有の場合の保険名(ソニーグループ損害保険プログラム 賠償責任保険)
消費税の対象外とする利用料等	敷金、家賃相当額、管理費
短期利用の設定(短期利用特定施 設入居者生活介護の届出がある)	無・有 有の場合は 別添2 短期利用のサービス等の概要 参照

4 サービスの内容

(1)全体の方針

運営に関する方針	(管理運営規程より) 介護事業の社会的責務を十分に自覚し、入居者の基本的人権に配慮しつつ、入居者が快適な生活環境の中で健康で充実したます。 一 入居者を個人として尊重し、公平・平等に対応します。 一 入居者を個人として尊重し、公平・平等に対応します。 一 快適な生活環境を提供します。事故防止、防犯活上、特段の理由がある場合は、事務に対しといたとます。自し、日常生活、特段の理由がある場合は、事務に対し安心感と信頼感を提供します。 四 職員は、プロとしての自覚と認識をもってサービスの提供に努めます。 地域に密着した施設として、関係なずで、経典で、経典で、多数のより、入居者に対し安心感と信頼の表別で、地域の保健医療・多数のます。 地域に密着した施設として、関係なサービスを提供すると重導の関策等に、総密な連携を図り、入居者に良質なサービスを提供する主要事項説明書、入居契約書、管理運営規程等を作成及び条務可能で表別で、財務諸表等の閲覧等により情報の関係を整備の緊急な公開し、また財務する定数に表別で表別で、適正は対応をといる情報の関係を整備するととに、適正な場所のに、、環に職員の資な業務運営を維持するために、職員のなな時間のしたをといい。 は関いのは、計画的に研修計画を立まにより、常に職員の資質の向上を図ります。 は関い、関係を登上により、常に職員の資質の向上を図ります。 は関係、知り得た秘密とされている情報は関示、遺漏または業務目的以外で使用しないこと、また、退職した後においても遵守しまとのは、また、退職した後においても連ずしまり、また、退職した後においても連びは、また、退職した後においてもでは、また、退職した後においてもでは、また、とは、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、
サービスの提供内容に関する特色	健康管理、食事、介護介助、その他生活諸サービスにいたるまで日常生活のあらゆる面 でのサービスを提供しております。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし
非常災害対策	(管理運営規程より) 消防計画及び災害対策計画を定め、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期 的に職員に周知します。
防災	(管理運営規程より) 1 喫煙などの後始末には十分にご注意ください。また、自然発火や引火、爆発の恐れのある物は、絶対にホーム内に持ち込まないでください。 2 年2回以上防災訓練を実施いたします。特別な理由がない限りご参加ください。 3 緊急時の避難路には、歩行の邪魔になるような物は置かないでください。 4 災害等により緊急の避難が必要になった場合には、職員が速やかに入居者、来訪者等の避難誘導にあたります。また、緊急時の通報は、全館一斉放送いたします。 5 身体が不自由な方、ご病気の方は、優先的に職員が救助避難誘導いたします。

(2)介護サービスの内容											
月額利用料(介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く)に含まれ	管理費	共用部の維持管理、水光熱費の基本料金、防災・安全対策、緊急対応、フロントサービス									
貧、豕負怕ヨ額を除く)に含まれ るサービスの内容・頻度等	食費	食事(1日3食)の提供									
	その他										
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添 1 介護	別添 1 介護サービス等の一覧表による									
月額利用料に含まれない実費負担 の必要なサービスとその利用料	別添 1 介護	別添 1 介護サービス等の一覧表及び管理運営規程による									
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容 ※14	委託先:株式	給食業務調理委託 委託先:株式会社旬菜 委託内容:食事(1日3食)・おやつの調理									
	定休日 : な	/ーシャルワーカー 責任者 : ホーム長 連絡先 : 0465-43-9931 にし 対応時間 (全日) 9 : 00 ~ 18 : 00									
	相談窓口: 本社「苦情相談窓口」 連絡先: 0120-913-880 定休日: なし 対応時間 (土日以外) 10: 00 ~ 17: 00										
苦情解決の体制(相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等) ※15	◇第三者機関の連絡先 神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部高齢福祉課 所在地 : 神奈川県横浜市中区日本大通 1 連絡先 : 保健・居住施設グループ 045-210-4856										
	南足柄市役所 高齡介護課 所在地 : 神奈川県南足柄市関本440 連絡先 : 電話: 0465-73-8057										
	所在地	国民健康保険団体連合会 : 神奈川県横浜市西区楠町27-1 : 0570-022110 (苦情専用)									
事故発生時の対応 (医療機関等と の連携、家族等への連絡方法・説 明等)		た場合には、速やかに医療機関・保険者・南足柄市・神奈川県に連絡し対 受診が必要な場合は、速やかに受診しご家族へ事故の経過等の詳細を説明									
事故発生の防止のための指針	無·有										
損害賠償(対応方針及び損害保険 契約の概要等)	者に対して損	る場合を除き、事業者に故意又は過失が存在する場合には、速やかに入居 害の賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は過失がある場合には賠 ない場合や減額する場合があります。									
公益社団法人全国有料老人ホーム 協会及び同協会の入居者基金制度 への加入状況	協会への加入入居者基金へ										
利用者アンケート調査、意見箱等 利用者の意見等を把握する取組の	有										
状況	無	, -									
	実施日	3 西暦 年 月 日									
第三者による評価の実施状況		機関名称									
	結果の	D開示 無・有									
	無										

^{※14} 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。 ※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や公益社団法人全国有料老人ホーム協会など、 入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

5 介護を行う場所等

0 7	反とリノ物がす	
要介護 行う場	語(認知症を含む)に介護を 所	各専用居室にて介護いたします。
える場合居後に居	居室から一時介護室へ移る 場合(判断基準・手続、追加 費用の要否、居室利用権の 取扱い等)	介護のための居室移動はございません。
室又は施	従前の居室から別の居室へ 住み替える場合 (同上)	入居者の心身の状況等を勘案した上で、建物内の他の専用居室に変更していただく場合がございます。その際には、医師の意見を聞き、本人または身元引受人の同意を得て、一定の観察期間を設けるものとします。また、料金については、変更後の居室料金となります。仕様の変更はございません。
設 を 住	提携ホームへ住み替える場合(同上)	_
み替	前払金償却の調整の有無	無 · 有

6 医療

_6 医療							
	1 救急車の	手配					
医连十项 (火炬料器机工)		付き添い					
医療支援(※複数選択可)	3 通院介助						
	4 その他	(
	名称	こうの内科クリニック					
	診療科目	内科 呼吸器科					
協力医療機関(又は嘱託医)の概ト 要及び協力内容	所在地	神奈川県南足柄市岩原180-1					
安久び励力内存	距離及び所要時間	5km 車10分					
	協力内容	診察の為の医師の派遣、入院治療を要する場合の病院の紹介。					
	名称	堀内医院					
カナ医療機関(豆は帰ぎ医)の無	診療科目	内科 泌尿器科 皮膚科 循環器科					
協力医療機関(又は嘱託医)の概 要及び協力内容	所在地	神奈川県足柄上郡大井町金子849-1					
女次の 励力 四日	距離及び所要時間	4km 車8分					
	協力内容	診察の為の医師の派遣、入院治療を要する場合の病院の紹介。					
	名称	医療法人社団 扇会 小田原中央クリニック					
カカ医療機能(なけ帰れた)の棚	診療科目	内科 泌尿器科 精神科					
協力医療機関(又は嘱託医)の概 要及び協力内容	所在地	神奈川県小田原市堀之内7-1					
安久び励力内存	距離及び所要時間	5.7km 車16分					
	協力内容	診察の為の医師の派遣、入院治療を要する場合の病院の紹介。					
	名称	医療法人 桜樹会 さくらぎ小田原歯科					
協力歯科医療機関(又は嘱託医)	所在地	神奈川県小田原市本町2-10-21					
の概要及び協力内容	距離及び所要時間	10km 車20分					
	協力内容	診察の為の医師の派遣、入院治療を要する場合の病院の紹介。					
入居者が医療を要する場合の対応 (入居者の意思確認、医師の判 断、医療機関の選定、費用負担、 長期に入院する場合の対応等)	ます。費用につきま いただきます。	機関または入居者が希望する医療機関において治療を受けていただき としては、医療保険で支給される以外の費用は、入居者がご負担して は院移送費用(協力医療機関を除く)、入院の場合でも居室利用料と できます。					

7 入居状況等 (2023 年 4 月 1 日 現在)

/ 人店认沉守						(2023 4	- 4	Н		_ ,	况1工 /
入居者数及び定員	47	人(定員 5	0 人)	入局] 字	94.0%					
	男性	17		:性	30	人							
	自立	0	人										
							(p	内訳) 要	介護 1		14	人	
	要介護							要	介護 2		6	人	
入居者内訳		47	人					要	介護3		13	人	
								要	介護 4		10	人	
								要	介護 5		4	人	
	要支援		人				(p	内訳) 要	支援1		0	人	
	安义恢	^						要	支援2		0	人	
	年齢	65歳未満	i	0)	Į.		6ヶ月末	₹満		10	人	
		65歳以上	75歳未満	2)	Ļ	入	6ヶ月以	上1年2	未満	5	人	
	齢	75歳以上	.85歳未満	8)	Ļ	居	1年以上	5 年未済	苘	22	人	
	別	85歳以上		3	1)	Į.	期間	5年以上	10年未済	苘	6	人	
							別	10年以上	15年未済	苘	4	人	
								15年以上	_			人	
平均年齢	88. 9	歳(男性	88. 5	歳	\$	性	89. 2	歳)				
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役職員を除 く参加者数、主な議題等)		して年 1 [議題) 運		占、事業	計画等	Ē	直近	開催日	2022	年	10 J	∄ 22	В

注)介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入 する必要はない。

8 職員体制

(1)	職種別の職員数等							(2	023 £	∓ 4	月	1 日	現在)
						常勤換算	後の人数	夜間勤務職					
		職員数				うち	(17:15~翌9:15)		備考				
		机兵双			自立対応	最少人数 (休憩者除く)	平均	(資格・委託等)			等)		
	管理者	1	()								
	生活相談員	1	()								
	直接処遇職員	21	(9)	20. 0	20. 0	2	1. 75				
	介護職員	18	(8)	17. 2	17. 2	2	1. 75				
	看護職員	3	(1)	2. 8	2. 8			機能	訓練指	導員兼務	<u></u>
従 業 者	機能訓練指導員	1	()	/							
莱	理学療法士		()	1 /	/						
りの	作業療法士		()	1 /	/						
内	その他	1	()	1 /	/			看護	護職員兼	務	
訳	計画作成担当者	1	()	1 /	/						
	医師		()	1 /	/						
	栄養士		()	1 /	/			委部	£		
	調理員		()	1 /	/			委部	£		
	事務職員	1	(1)	1/	/						
	その他職員	2	(2)	1/	/			清掃	員		

- 注1)職員数欄の(
- | その他職員 2 (2) | 清掃員 合 計 27 (12) | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 | 1.75 | 2 |

(2)職員の状況

		他の罪	哉務との	兼務		1 あり 2 なし						
管理	里者	兼務Ⅰ	に係る資	格等		1 あり 資格等の名称 2 なし						
		看護	職員	介護	職員	生活村	1談員	機能訓絲	東指導員	計画作	成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度1年間	間の採用者数	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	
前年度1年間	間の退職者数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
に業 応務	1年未満	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
じに た従 職事	1 年以上 3 年未満	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	
員しのた	3 年以上 5 年未満	0	1	4	1	0	0	0	0	1	0	
人経 数験	5 年以上 10年未満	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
年 数	10年以上	1	0	1	3	1	0	1	0	-	-	
従業者の健康語	・ 参断の実施状況	1	あり	2	なし							

〇要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。

利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値※18
要支援者の人数	-	-	-
要介護者の人数	48. 2	46. 5	49. 7
指定基準上の直接処遇職員の人数 ※16	17	16	1 7
配置している直接処遇職員の人数 ※17	18. 5	18. 4	18. 1
要支援者・要介護者の合計数人に 対する配置直接処遇職員の人数の 割合	2.6 : 1	2.5 : 1	2.7 : 1
実際の配置比率 (作成日時点での割合)	:		
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間 32	時間で除して算出	

// ## *	介護職員	早番	7:00 ~	16:00	
		日勤	9:00 ~	18:00	
		遅番	10:00 ~	19:00	
		夜勤	17:15 ~	9:15	
従業者の勤務体制の概要	看護職員	早番	~		
		日勤	9:00 ~	18:00	
		遅番	~		
		夜勤	~		

- ※16 常勤換算後の人数。 ※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。 ※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

O 71 股份级 0 7 下 区 田 正 1 - 1	N 10 11 11											
社会福祉士	0	人	(人)	うち	常勤		人	非常勤		人	
介護福祉士	8	人	(人)	うち	常勤	4	人	非常勤	4	人	
介護支援専門員	0	人	(人)	うち	常勤		人	非常勤		人	
介護職員実務者研修修了者	3	人	(人)	うち	常勤	2	人	非常勤	1	人	
介護職員初任者研修修了者	5	人	(人)	うち	常勤	2	人	非常勤	3	人	
資格なし		人	(人)	うち	常勤		人	非常勤		人	

- 注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を () に 外数で記入する。 注2) 介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

〇機能訓練指導員の資格取得状況

し 成能訓練拍導貝の貝恰取符仏派						
看護師又は准看護師	1 人	うち	常勤	1 人	非常勤	人
理学療法士	Α	うち	常勤	人	非常勤	人
作業療法士	Α	うち	常勤	人	非常勤	人
言語聴覚士	Α	うち	常勤	人	非常勤	人
柔道整復士	Α	うち	常勤	人	非常勤	人
あん摩マッサージ指圧師	Α	うち	常勤	人	非常勤	人
はり師	, ,	うち	常勤	人	非常勤	人
きゅう師	Α	うち	常勤	人	非常勤	人

9 入居・退居等

入居者の条件 (年齢、心身の状況 (自立・要支援・要介護)等)	(管理運営規程より) 当ホームへの入居は、下記の資格条件を満たされている方に限ります。 一 概ね60歳以上の方。 二 共同生活が営めると当ホームが判断した方。 三 入居に関する費用及び毎月の諸費用等の支払能力があると当社が判断した方。 四 健康保険、介護保険に加入している方。 五 入居手続き及び入居資格審査を満たされた方。 六 入居契約書及び当規程の内容を遵守できる方。
身元引き受け人等の条件及び義務 等	(入居契約書より) 1 入居者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。 2 事業者は、入居者の日常生活に関して必要に応じ、身元引受人と連絡・協議等に努めるものとします。 3 事業者は、入居者が要支援又は要介護状態にある場合には、入居者の日常生活および健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。 4 身元引受人は、事業者が行う介護サービスの提供にあたって、必要に応じて事業者との協議、緊急時の連絡等に協力するものとします。 5 身元引受人は、事業者との協議が調った場合、或いは、本契約が解除・解約されたときは、入居者の身柄を引き取るものとします。また、入居者が死亡した場合の遺体および遺留金品の引き受けを行うものとします。。また、入居者が死亡した場合の遺体および遺留金品の引き受けを行うものとします。 6 身元引受人は、連帯保証人および返還金取人を来ねることができます。 7 事業者は、身元引受人が第38条第二号、第三号の規定に該当する場合には、入居者に対して新たに身元引受人を定めることを請求することができるものとし、入居者は、請求を受けたときは、遅滞なく身元引受人を立てるものとします。
生活保護受給者の受入れ対応	否 . 可

(入民契約書より) 事業者からの解約 事業者は、入居者または身元引受人等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本条第2項および第3項に規定した条件の下に、本契約を解除する ことができます。 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、通告に従わず3か月以上遅滞 するとき 第3条第4項の規定に違反したとき 第3条第4項の規定に達反したとき 第20条の規定に違反したとき 入居者および身元引受人の行動が、自傷または他の入居者あるいは従業員の生命、 身体または財産に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料 老人ホームにおける通常の注意と介護方法および接遇方法ではこれを防止すること 四 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続き を行います。 契約解除の通告について90日の予告期間をおくこと - 実利財味の週亩について90日のア台州間をおくこと 前号の通告に先立ち、入居者および身元引受人等に弁明の機会を設けること 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力すること 本条第1項第五号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第一号および第二号に掲げる手続きを行います。 医師の意見を聴く 事業者が2000年 次の第一号およい第二号に掲げる手続さを行います。 - 医師の意見を聴くこと - 事業者が必要と認める一定の観察期間をおくこと 事業者は、入居者および身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、 本条前項までの定めに関わらず、催告することなく本契約を解除することができま す<u>。</u> 施設又は入居者が入居契約を解除 する場合の事由及び手続等 第44条各号の確約に反する事実が判明したとき 二 本契約締結後に第44条に該当する事実が判明したとき 三 第20条第1項第七号から第九号までの各号に掲げる行為を行ったとき (入居契約書より) 入居者からの解約 、日からの併的 入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業 者に提出するものとします。 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退居した場合には、事業者が入居者の 退居の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたも のと推定します。 入居者は、事業者又はその役員が次の各号のいずれかに該当した場合には、前2項 の規定に関わらず、催告することなく、本契約を解約することができます。 - 第44条各号の確約に反する事実が判明したとき 第44余合号の確約に及する事業のできます。本契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき (入居契約書より) 入居までに支払う費用の精算 5までに支払う費用の精算 事業者は、本契約が終了した場合において、表題部(3)記載の返還金受取人に入居 までに支払う費用を全額返還します。 入居までに支払う費用の返還日は、契約終了日の翌日から起算して60日を経過した 翌日とします。ただし、金融機関の休業日にあたる場合は、直前営業日とします。 返還金には、利息は付さないものとします。 当該居室の明け渡し時に、月額利用料の滞納、第31条に定める原状回復に要する費用 は、10年の時の持つ 国政治主の例 版と時に、万般刊所代の流射、東切まにたのる派が回復に安する資所 およびその他の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を入居までに支払う 費用から差し引く債務の額の内訳 を入居者および身元引受人等に明示します。 白字等 0 人 社会福祉施設 人 退去先別の人数 医療機関 5 前 死亡者 人 年 0 その他 人 度 (解約事由の例) お け 施設側の申し出 る 退 去 生前解約の状況 者の 人 (解約事由の例) 状 況 入居者側の申し出

10 情報開示

入居希望者等への情報開示 ※20	重要事項説明書の公開	1 公開 (閲覧・写し交付) 2 非公開
	入居契約書の公開	1 公開 (閲覧・写し交付) 2 非公開
	管理規程の公開	1 公開 (閲覧・写し交付) 2 非公開
	財務諸表の公開	1 公開 (閲覧・写し交付) 2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公開 (閲覧・写し交付) 2 非公開

※20 ●指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

11 その他 (別途、「適合表」が無い場合は下記とする)

有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29条第1項に規定する届出	1 あり 2 なし : 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法
	律第23条の規定により、届出が不要
高齢者の居住の安定確保に関する法律 第5条第1項に規定するサービス付き 高齢者向け住宅の登録	
有料老人ホーム設置運営指導指針 「5.規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり 2 なし
合致しない事項がある場合の内容	
「6. 既存建築物等の活用の場合 等の特例」への適合性	1 適合している (代替措置) 2 適合している (将来の改善計画) 3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指導指針の不 適合事項	1 あり 2 なし
不適合事項がある場合の内容	

添付書類: 別添1 「介護サービス等の一覧表」

別添 2 「短期利用のサービス等の概要」(設定がある場合のみ) 別添 3 「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明および交付を行いました。

年 月 日 説明者署名

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明および交付を受けました。

年 月 日 確認者署名 ______

附則 この重要事項説明書は、2018年7月1日より施行します。

2021年7月1日改定

2022年7月1日改定

2022年10月1日改定

2022年12月15日改定

2023年4月1日改定